

市民宗教は不寛容か？

——ルソーにおける寛容の問題についての考察——

関口佐紀*

要 約

本稿は『社会契約論』第4篇第8章で説示された市民宗教論を手掛かりとして、ルソーにおける寛容の問題を考察するものである。一方で市民宗教は不寛容を禁止するが、他方で市民宗教を信仰しない者は国家から追放されるとも述べられている。市民宗教は不寛容であるという批判に対し、本稿は市民宗教が政治的共同体に寛容の原理を導入する役割を担っていることを示す。本稿はとりわけ、ルソーが神学的不寛容と市民的不寛容とを区別する立場を批判した点、さらに市民宗教の教説が政治的諸原理を具現化するものである点に着目する。本稿の考察によって、ルソーが市民宗教に託した寛容の精神が浮き彫りにされるだろう。

はじめに：ルソーの逆説？

ジャン＝ジャック・ルソーは、『社会契約論』(1762年)の最後から2番目の章に「市民宗教について」*« De la religion civile »* という標題を冠した項目を充て、18世紀フランスにおける最高の政治理論書のひとつに数えられるその著作を宗教にかんする考察で結んだ。35の段落から構成される第4篇第8章中、主題であるはずの市民宗教の教義が提示されている部分はわずか3段落に留まり、しかもそれは一種の撞着を読者に予期させている。ルソーは、「純粹に市民

的な信仰告白 *« une profession de foi purement civile »*」(CS, OC III : 464)である市民宗教の教義を肯定的なもの *« les dogmes positifs »* と否定的なもの *« les dogmes négatifs⁽¹⁾ »* とに区別して提示する。前者には神性の存在や来世の存在、正しき者の幸福、悪しき者の懲罰、社会契約および法の神聖さが数え入れられる(469)。他方の否定的な教義として挙げられるのは、たったひとつ、不寛容 *« l'intolérance »* である (*Ibid.*)。さらにそこからルソーは不寛容についての考察を展開する。「市民的な不寛容と神学的な不寛容とを区別する人々は、わたしの考えでは、誤っている」(*Ibid.*) という挑発的な一文で始められるそのパラグラフでは、神学的な不寛容が許容されるやいなや世俗的な領域にも影響が波及せざるをえない、市民的な不寛容と神学的な不寛容の表裏一体の関係性が論じられる。つまり、公共の利益のためにはいかなる不寛容も許されないのだ。しかしながらここで、注意深い読者はルソーの市民宗教に内在するジレンマと逢着するだろう。たしかにルソーは、主権者が市民の内面の信仰に立ち入ることはありえないと明言している。しかしながら他方で、主権者は市民宗教を「信じない者をだれであれ国家から追放できる」(468)とも述べられている。ルソーに従えば、主権者は「かれを不信者としてではなく、非社交的な者として、法律と正義とを誠実に愛することができず、必要に際して義務のために命を捧げることのできない者として、追放する」(*Ibid.*) のだという。これらの記述は、不寛容を否定するはずの市民宗教がその市民宗教を信じない者に対しては不寛容であるような印象を読者に与える。『社会契約論』第4篇第8章のテキスト上に顕現するこの困難は、果たしていかなる意味

* 早稲田大学大学院政治学研究所博士後期課程、日本学術振興会特別研究員 DC

を持つのだろうか。

ルソーの市民宗教論を足掛かりとして政治と宗教をめぐる議論の系譜を鮮やかに再構成してみせたロナルド・ベイナーは、まさにこの困難のうちにルソーの逆説を見出した⁽²⁾。ベイナーが強調するのは、市民宗教の標榜する不寛容の否定がルソーの要請する共和主義的理念と明らかに矛盾しているように思われる点である⁽³⁾。なるほどたしかに、必要とあらばその構成員に自らの生命を犠牲にすることを要求する国家においては、寛容の原則によって保障されるはずの自由⁽⁴⁾の領域は制限されるだろう。しかしながら、そうであるからといって『社会契約論』で論究された政治的諸原理⁽⁵⁾を満たす政治的共同体が寛容でありえないと結論づけるのは、あまりに性急にすぎる。むしろルソーの企図は、一見すると寛容の精神とは相容れないように思われる政治的共同体に寛容の原理を導入することにあり、それを実現する方途が市民宗教に収斂していると考えべきである。

如上の議論に鑑み、本稿は以下の論述をとおして『社会契約論』第4篇第8章の内容に矛盾がないことを示し、ルソーの政治思想とりわけ市民宗教論における寛容の可能性を考察する⁽⁶⁾。まず第1節では、同章の記述を詳細に分析し、ルソーにおいては不寛容の歴史やその弊害が国家との関連の下で論じられることを確認する。つづく第2節では、ルソーが神学的不寛容と市民的不寛容とを区別する立場を明示的に批判している点に着目し、宗教戦争以来の暗黙の了解として受け継がれてきたこの区別に潜む欺瞞を審らかにする。さらに第3節では神学的な不寛容がもたらす世俗的効果について検討し、ルソーが政治的共同体の安定のためにはいかなる不寛容も排除されるべきであると考えていたことを明らかにする。さいごに第4節では、『社会契約論』で説示された自由および法の概念に照らして市民宗教論を解釈することで、市民宗教の教説が政治的諸原理と矛盾していないことを論証する。本稿の考察によってルソーが市民宗教に託した寛容の精神が浮き彫りにされるとともに、人々の信仰にはたらきかけることをとおして、社会契約に基づいて設立される政治的共同体の保全を図ろうとする政治哲学者ルソーの企図が鮮やかに蘇るだろう。

1. 不寛容の起源

「人間ははじめ神以外に王をもたず、神権政治以外の統治は知らなかった」(460)という文言で始められる『社会契約論』第4篇第8章では、政治と宗教との関係が歴史的な記述として語られる。全35パラグラフのうち、ルソーは計4パラグラフで不寛容に言及している。まずルソーは多神教の起源について考察し、間もなくして不寛容が出来たことを説明する。上述の引用に従えば、古代の人間は各共同体の首位に神を擁っていた。しかしながら、人民はやがて敵対し衝突する。勝者は敗者を自らの統治下に取り込もうとするが、敵対する2つの人民がたったひとりの主を認めるのは容易いことではない。かくして、複数の神々が同時に存在する状況が生まれた。ルソーはここに不寛容の端緒を見出す。つまり、ひとつの領域内に異なる神々を信仰する人々が取り込まれた場合、両者の信仰は融合するか衝突するかである。歴史を繙けば、人々の信仰が融合よりも衝突の途を辿ったことは容易に理解されるだろう。

その後、第3パラグラフから第13パラグラフまでで原始キリスト教の出現を経てイングランド国教会の成立に至るまでの歴史が語られた後、第14パラグラフで叙述の様式が一変する⁽⁷⁾。第14パラグラフにおいて、ベールとウォーバートンによる宗教の分析を批判したルソーは、第15パラグラフ以降でかれ自身の「もう少しばかりより精緻な」(464)宗教の観念を披歴する。それは、「人間の宗教« la Religion de l'homme »」、[シトワイヤンの宗教« la Religion du Citoyen⁽⁸⁾ »]、「聖職者の宗教« la Religion du Prêtre »」の各用語によって区別される宗教の3類型である(*Ibid.*)。第1の宗教は、福音書の宗教という表現で言い換えられるとおり、純粹かつ単純に神を信仰する宗教である。祭壇や儀式を伴わずとも、人間の内面だけで事足りる信仰ともいえる。第2の宗教は、ある政治体に固有の神ないし神々を信奉する宗教である。第1の宗教と異なり、その教義が儀式や掟として外面に現れる、一種の神権政治にほかならない。第3の宗教は「人々に2つの立法、2人

の首長、2つの祖国を与え、人々を矛盾した義務に従わせ、信者でありながら同時に市民であることを妨げる」(Ibid.)ものである。ルソーは、これらの3種類の宗教を個別に分析したうえで、「政治的に考察すると」(Ibid.)それぞれに固有の欠点が認められることを指摘する。ルソーが再び不寛容へと読者の注意を促すのは、この文脈においてである。ルソーによれば、シトワイヤンの宗教は神への信仰と法への愛とを結び付けている点で優れているが、ある条件を満たすときには悪しき宗教へと墮落するという。問題の第19パラグラフから、該当する部分を引用しよう。

しかし、それ[シトワイヤンの宗教]は誤謬と虚偽に基づいているので、人々を欺き、かれらを軽信的かつ迷信的にし、神性への真の信仰を空虚な儀式の中に埋没させる点で、悪しき宗教である。さらにまた、それが排他的で僭主的になって、人民を残忍で不寛容とするときには、悪しき宗教である。その結果、人民は、殺害と虐殺ばかりを渴望し、かれらの神々を認めない者はだれでも殺して、神聖な行為を行っていると感じる(465；補足は引用者)。

これより明らかになるのは、不寛容は国家と結びついた宗教の内部から生じる可能性があるということである。祖国へ奉仕することがすなわち神へ奉仕することに等しいのだと教える国家は、それによって首尾よく市民にかれらの義務を履行させることができる点ですぐれている。しかしながら、その国家が排他的となり、かれらの神を認めない人々に対して僭主的に振る舞うとき、かれらは不寛容である。そしてこのときたしかに、神学的な不寛容と市民的な不寛容とは一致している。

第19パラグラフで国家と結びついた宗教に由来する不寛容を論じた後、ルソーは11ものパラグラフを割いて「人間の宗教」に対する批判を展開する。ルソーが指摘するとおり、本来のキリスト教——ルソーの用語では「福音書のキリスト教」——は政治体と個別的な関係を持たない。この宗教は「市民の心を国家に結びつけるどころか、それらを地上のあらゆる事物から引き離す」(Ibid.)。したがって、国家に対する義務の遂行こ

そが市民の徳であるとするルソーにとって、市民の関心を天上の事柄へと引きつけるキリスト教は国家にとって好ましくないとみなされる。また、第3の宗教すなわち聖職者の宗教は、人々に2つの法体系を付与してかれらを混乱させる点で、同様に批判される。

ここまで3種類の宗教を否定してきたルソーは、いよいよ国家に最も適した宗教として市民宗教を提案するに至る。前述のとおり、ルソーは市民宗教の教義を肯定的教義と否定的教義から説明する。本稿の主旨に鑑みて注目すべきは、不寛容が否定されるべき理由の説明である。以下に、この重要なパラグラフを引用しよう。

市民的な不寛容と神学的な不寛容とを区別する人々は、わたしの考えでは、誤っている。これら2つの不寛容は切り離しえない。呪われていると思われる人々と、平和に暮らすことはできない。かれらを受容することは、かれらを罰する神を憎むことになる。かれらを回心させるか、かれらを責め苛むか、そのいずれかが絶対に必要である。神学的な不寛容が認められているところではどこでも、それはなんらかの市民的影響を及ぼさざるを得ない。そしてそうなるやいなや、主権者はもはや、地上においてさえも主権者ではなくなる。そのときからは聖職者が真の主人であり、王はかれらの役人にすぎない(469)。

ここでルソーは、神学的な不寛容と市民的な不寛容の連関を裏づけるべく、結婚制度を引証する。結婚は「市民的な契約 « un contract civil »」(469n.)であるはずだが、不寛容な宗教においては聖職者がそれを承認する権利を占有している。もし聖職者があるひとの信心深さの程度によってその人の結婚を許可したり禁止したりできるとすれば、ただこの聖職者だけが人民の権利を支配するようになり、執政者の権威は無に帰すだろう。このように、神学的な不寛容は必ずや世俗的な領域にまで影響を及ぼし、それは市民的な不寛容へと繋がるのであるから、いずれの不寛容も認めるべきではない。ところで、ルソーが「市民的な不寛容と神学的な不寛容とを区別する人々」を弁難するとき、かれの敵はどこに認められるだろうか。

2. 市民的不寛容と神学的不寛容の区別

ルソーは、『社会契約論』以外の著作でもしばしばこの区別の誤りに言及する。たとえば、ルソーの自然宗教観を理解する手掛かりとして重要な『エミール』第4篇「サヴォワの助任司祭の信仰告白」では、「市民的不寛容と神学的寛容との区別は幼稚で空虚だ」(*Émile*, OC IV : 628n.) と断定されている。このあとさらに、「この2つの寛容は不可分であって、一方を認めることなしに他方を認めることはできない」(*Ibid.*) と続く。ここでもやはりルソーは、市民的領域と神学的領域とで寛容の射程を区別する立場に異議を唱えている。また、『エミール』の出版後にかれを襲った澎湃たる非難に抗してルソーはいくつかの手記を認めて反論したが、そのひとつ『ボーモン氏への手紙』の中で、ルソーは次のように述べている。曰く、「市民的な寛容は認めなければならない、だが神学上の寛容はそうではない、という声をわたしはよく耳にします。わたしは全く逆に考えています……」(*LCdB*, OC IV : 978)。こうした記述を総合的に勘案すると、ルソーの時代にあつては寛容の対象を区別する立場がある程度の地位を確立していたこと、さらにそのような立場に対するルソーの批判が一定の意味を持つことが分かる。

ルソーの時代すなわち18世紀のフランスにおいて不寛容の区別が一般的に受け入れられていたことを裏づける最も有力な証拠を得るには、『百科全書 *Encyclopédie*』を繙くに如くはない。編者のひとりであるディドロが第8巻所収の「不寛容」の項目を執筆しているが、そこではたしかに神学的不寛容と市民的不寛容とが区別されている。ディドロは「異なる事柄を混同しないよう、2種類の不寛容を区別しなければならない。それは教会的なもの *« l'ecclésiastique »* と、市民的なもの *« la civile »* である⁽⁹⁾」と断定する。前者は自らが信仰する宗教以外のあらゆる宗教を誤謬であるとみなすことであり、後者は異なる信仰を抱く人々とのあらゆる交際を遮断し、暴力的な手段でかれらを迫害することである⁽¹⁰⁾。これに加えて、1759年に公刊されたダランベールの『哲学の基本原則

についての試論 *Essai sur les éléments de philosophie*』においても同様に不寛容の区別にかんする記述が確認される⁽¹¹⁾。とはいえ、ダランベールもまたディドロとともに『百科全書』の編纂に携わっていたことを考慮すると、両者のあいだに共通項が見られるとしてもなならぬ不可思議ではない。より重要であるのは、ディドロやダランベールらが共通の関心を示しているように、神学的不寛容と市民的不寛容の区別が18世紀フランスにおいて通例として受容されていたという事実である。

ブルーノ・ベルナルディの精緻な研究によれば、フランスで出版された文献のうち不寛容の区別が明確に確認されるのは、1684年に刊行された歴史家アンリ・バナージュ・ド・ボーヴァル(1657-1710)の著作『諸宗教の寛容 *Tolérance des religions*』にまで遡る⁽¹²⁾。そもそもフランスにおいて「寛容 *« Tolérance »*」の用語がとみに使用され始めるのは、宗教改革に由来する党派間の迫害が苛烈を極めた16世紀以降である。1562年1月にサン＝ジェルマンで発布された一月王令では「より大きな障害を避けるために、この障害[カトリック王国内のユグノーの存在]を甘受する」と記されている⁽¹⁴⁾。つまり政策としての寛容は、信仰上の対立に目を瞑り、世俗的秩序を安定させるための次善策として選択されたに過ぎなかったのである。かくして、神学上の不寛容と市民的な不寛容とを区別することにより、国家の宗教とは異なる信仰を抱く人々も *「甘んじて受け入れる手筈が整えられた」*。

3. 不寛容の世俗的效果

翻ってルソーは、寛容の区別に異議を唱える。なぜなら、「神学的な不寛容が認められているところではどこでも、それはなんらかの市民的影響を及ぼさざるを得ない」(*CS*, OC III : 469)からである。ルソーは、便宜にすぎない方策が孕む欺瞞を看破していた。

第1節で触れたように、『社会契約論』第4篇第8章中でルソーが不寛容の区別の誤りを論証するために訴えたのは、結婚制度の例であった。結婚は市民的な契約のひとつだが、これを承認する

関口佐紀：市民宗教は不寛容か？

権利が聖職者に属している場合、教会の権威が高まる一方で執政者の権威は徐々に落ちていくと考えられた。ルソーの観察によると、この権利は「不寛容な宗教において必ずかれ〔聖職者〕が篡奪するはず」(Ibid.：補足は引用者)のものであるという。ここでは具体的な宗派には触れられていないが、おそらくルソーはフランス国内において結婚の自由を剥奪されていたプロテスタントを念頭において語っているのだろう¹⁵⁾。ルソーの採り上げた結婚の事例は、まさに神学上の不寛容が市民の生活に対して影響を及ぼしていることを証明している。

つぎに、神学的不寛容がもたらす世俗的效果について、理論的根拠を検討しよう。このとき有用な示唆を与えてくれるのは、『社会契約論』の草稿である『ジュネーヴ草稿¹⁶⁾』である。草稿中の市民宗教にかんする部分は人間と宗教との関係について語ることから始められるが、残念ながらその段落は完成稿には反映されていない。この興味深い冒頭の一節は次のとおりである。

人間が社会で生活するやいなや、かれらをそこに保持する宗教というものが必要になる。人民がかつて宗教なしで存続したことはなく、これからも存続することはないだろう。もしかかれ〔人民〕にそれ〔宗教〕が与えられなければ、みずから作りだすだろうし、さもなければすぐに破壊されるだろう (MG, OC III : 336 ; 補足は引用者)。

ここから、ルソーが宗教に社会の基礎を見出していたことが分かる。自然状態の考察から出発し、互いに独立した存在であった諸個人が社会契約を経て政治的共同体を成立するに至るまでを論じてきたルソーにとって、社会の存続に必要な要因を精査することもまた重要な意味を持っていた。そして、それは宗教に見出されたのである。さらにルソーは、完成稿にも共通して確認されるように、「社会との関連で« par rapport à la société »」(MG, OC III : 336 ; CS, OC III : 464) 既存の宗教を分類し、それぞれの宗教について国家にとって有害である点を指摘してゆく。草稿にかんして特筆すべきは、不寛容の記述に完成稿よりも多くの紙幅が割かれている点である。市民的不寛容と神

学的不寛容とを区別する立場の人々に対してその誤りを指摘したあと、ルソーは次のような説明を加える。

同じ教義の下に結集した不寛容な人々は、互いに平和に暮らすことはできない。互いの信仰を詮索するやいなや、かれらはみな敵になり、各人がすべての人々について、すべての人々が各人について、互いに迫害し、迫害される者となる。不寛容な人々はホップズの〔描いた〕人間であり、不寛容は人間の戦争だ (MG, OC III : 341 ; 補足は引用者)。

前述のとおり¹⁷⁾、歴史的事実に即して人間の争いを辿ったルソーは、その原因を宗教的な不寛容のうちに見出した。とはいうものの、宗教を人間から切り離すことは不可能であるため、人間同士の争いである残酷な戦争を回避して「公共的な平和« la paix publique »」(Ibid.)を実現するためには不寛容の教義を取り除くことが先決である。つまり、「それほど強くなく、より穏やかな紐帯によって市民を国家へと結びつける」(338)可能性を模索しなければならない。こうしたルソーの推論はとりもなおさず市民宗教の構想へと帰結する。要するに、社会の紐帯としての宗教の重要性を疑い得なかったルソーにとっては、寛容の対象に便宜的な区別を設けて見せかけの安定を保つよりも、不和をもたらす原因である不寛容の除去こそが先決問題として認識されていたのである。

4. 市民宗教と政治的諸原理

前節まで、ルソーが市民宗教を提示するに至る時代的コンテクストとルソーの問題意識を考察してきた。いよいよ本節では、『社会契約論』に立ち返り、ルソーの政治思想の下で市民宗教がもつ意義を明らかにする。本節の狙いは、一見すると不寛容に思われる市民宗教の教説について、それが不寛容の教えではなくむしろ個人の自由を保障する制度であると示すことにある。

まずは、第4篇第8章の叙述形式について指摘すべき点がある。本稿第1節において既述したと

おり、同章の叙述形式は数か所で切り替わっている。最も明白に切り替わる箇所は第14パラグラフであり、その前後で歴史的記述から分析的記述への転換が生じる。歴史的記述と分析的記述との対比に着目する立場⁽¹⁸⁾に対して、本稿は第17パラグラフおよび第31パラグラフで起こる転換に着目する。というのも、第17パラグラフにおいて「政治的に考察すると« À considérer politiquement »」(CS, OC III : 464)という文言で開始された議論が、第31パラグラフの冒頭で「しかし、政治的考察を脇に置き、権利の問題へと立ち返って、この重要な問題にかんする諸原理を定めよう« Mais laissant à part les considérations politiques, revenons au droit, et fixons les principes sur ce point important »」(467)という宣言とともに切り替わっているからである。第17パラグラフから第30パラグラフまでの内容は、政治との関連の下で浮き彫りにされる宗教の欠点に対するルソーの批判であった。そして、既存の宗教が政治体にとって有害であることが確認された後で、第31パラグラフ以降では国家に相応しい信仰としての市民宗教にかんする議論が展開される。したがって、市民宗教の教説は、国家がその上に基礎づけられるべき諸原理を定式化したものにほかならないといえる。

それでは、ルソーが市民宗教の教義について「主権者は何人にもこれらの信仰箇条を信ずるよう強制はできないが、それを信じない者はだれであれ国家から追放できる」(468)と述べる時、読者はこれをいかに解釈すべきだろうか。この部分は、ルソーが市民宗教における唯一の否定的教義として定めたはずの不寛容を容認する自家撞着に陥っていると読まれるべきなのか。結論を先取りすれば、この条項はルソーの政治思想における法の原理に合致しており、『社会契約論』のほかの部分の記述内容とはいかなる齟齬も来してはいない。それを理解するためには、今一度、社会契約の場面に立ち返るのがよい。

第1篇第6章「社会契約について« Du pacte social »」に従えば、「各個人が自然状態に留まろうとして用いる力よりも、それに逆らって自然状態のなかでのかれらの自己保存を妨げる障害の方が優勢となる時点まで人間が到達した」とき、「各構成員の身体と財産とを、共通の力のすべてを挙

げて防衛し保護する結社の形態を発見」しようとして、かれらは社会契約を結ぶに至る(360)。換言すれば、人間は自らの権利を保護する代わりに一般意志への服従を選びとったのであった。ルソーは、ここにおいて人間が「真の自由」すなわち精神的自由を獲得したと明言する。それは、同書第1篇第8章で定式化された「自らに課した法への服従」としての自由である(365)。翻って、各人には社会契約に同意しないという選択肢も存在している。しかしそれは取りも直さず、市民的権利が認められていない状況と等しく、国家から追放されているも同然である。したがって、自らの意志による法への服従こそが自由の原理として掲げられるルソーの国家においては、法へ服従しない人間に対して市民的権利が認められることはない。

さらにルソーによれば、市民宗教への信仰を表明しない市民が国家から追放されるのはかれが「法に対して偽った」という最大の罪を犯したからである(468)。ルソーにとって、国家における法の概念はきわめて重要な意義をもつ。ルソーが法への服従のうちに最も重要な市民的義務を見出していたことは、かれの書簡のうちに刻まれている以下の断片においても判然としている。

市民的な寛容は認めなければならない、だが神学上の寛容はそうではない、という声をわたしはよく耳にします。わたしは全く逆に考えています。……だがわたしは、それだからといって、主権者の許可なくして異国の宗教をその国に合法的に移入しうるとは考えていません。なぜなら、それは神に直接的に違背することにはならないとしても法律への違背であり、そして法律へ違背する者は神に違背しているからです(LCdB, OC IV : 978)。

ここでもやはり主権者との関係性の下で、国家における宗教の在り方を捉えることが重要である。ルソーは、社会契約をとおして結合された人格の集合こそが「政治体« corps politique »」の本質であると述べるが(CS, OC III : 361-2)、「主権者« Souverain »」はその政治体の能動的な側面を表現している。そして、政治体の構成要素たる結合された人格は集合的に「人民« peuple »」と呼

ばれ、主権の参加者としては「市民 ‹ Citoyens ›」、国家の法 ‹ Lois de l'état › に服従するものとしては「臣民 ‹ Sujets ›」という呼称が与えられる(362)。したがって、政治体の構成員である各人は二重の資格を保有していることになる。市民宗教との関連で肝要であるのは、市民宗教の教義を決定するのは主権者であると明言されている点である¹⁹⁾。つまり政治体の構成員たる各人は、「主権の参加者 ‹ participants à l'autorité souveraine ›」として市民宗教の教義の決議に参加しつつ、「国家の法への服従者 ‹ soumis aux lois de l'état ›」として市民宗教の信仰告白を行う。ここにおいて、読者は再び「自らに課した法への服従」としての自由の定式を容易に看取することができるだろう。自発的な意志で社会契約に同意している限りにおいて、政治体を構成する市民はその純粹に市民的な信仰告白にも必然的に同意するはずだ。それゆえルソーは、主権者の決議によって定められた市民宗教の教義に違背する者を「法に違背する者」と同一視するのである。

さらに、「社会契約および法の神聖さ ‹ la sainteté du Contract social et des Lois ›」(468)という市民宗教の肯定的教義に照らして考えるとき、その否定的教義の意義が一段と明瞭になるだろう。主権者の決議によって定められる点において、市民宗教は国家の法と同等の地位にある。ルソーは「市民宗教を信じない者を国家から追放できる」と述べるが、その人物は内面の信仰のためではなく、「最も重い罪を犯し、法律に対して偽った」廉で処罰されるのである(*Ibid.*)。ここで、ルソーが「不服従と罰との関係」を規定するものであるところの刑法を「ほかのあらゆる法の制裁」(394)と称していることに鑑みれば、市民宗教への不信仰を表明する者が最も厳しい懲罰に処されるとしても、それは理に適っているといえる。

「神の崇拝についてわたしと同じように考えないからといって、何人も神の前で罪深いとは思いません」(*MG*, *OC III* : 341)という信仰告白で表現される市民宗教は、「教会の外に救いなし」(*MG*, *OC III* : 342 ; *CS*, *OC III* : 469)と宣言して不寛容を許容する宗教とは異なり、良心の自由を保障しつつ各人を市民として国家へ結びつける法の一種として理解されるべきである。以上より、ルソーが『社会契約論』第4篇第8章中で示した

市民宗教の教義は、同書で展開された政治思想と合致しており、「自らに課した法への服従」としての各人の自由を実現する最適な方策であると結論づけられる。

おわりに：さらなる寛容の可能性へ向けて

本稿は、ルソーの『社会契約論』第4篇第8章で説示された市民宗教の不寛容の教義から出発して、ルソーが同時代の寛容論に看取った問題点とそれを克服する市民宗教論の意義を審らかにしてきた。ルソーに見られる特徴のひとつは、世俗的秩序の保全を名目に寛容の対象を限定する立場に対し、神学的不寛容と市民的な不寛容との区別が空虚なものにすぎないという事実を突きつけた点にある。神学的不寛容は必然的に市民的な不寛容を伴い、その結果として公共的利益を損なうのである。また、ルソーの思想には宗教こそが人間の社会的統合の基礎をつくるという信念が通底している点も看過できない。ルソーは、国家から宗教を完全に切り離すでもなく、宗教を国家に従わせるでもなく、国家が宗教をとおして市民の自由の実現を促す道を模索する。こうした思想がかれの市民宗教論に結実している。

とはいえ、なおも拭い難いジレンマが残存することは否定しえない。伝統的な寛容思想がその限界を越えしえなかったように、ルソーもまた不寛容な相手には寛容たりえないのではないか。近代における寛容論の急先鋒として名高いロックおよびヴォルテールは、世俗の秩序にとって破壊的であるという理由で、教皇主義に代表される狂信者に対しては寛容を認めなかった。ルソーは寛容の対象に明示的な例外を設けてはいないが、果たしてルソーの議論にかれらを包摂する余地は残されているだろうか。この問いに応答するためには、『社会契約論』とその草稿をさらに深く読み込んでいく必要がある。最後に本稿は、ルソーの思想におけるさらなる寛容の可能性を付言して結びとしたい。

ルソーは『ジュネーヴ草稿』の冒頭で、人間の社会が宗教なしでは存続しえないことを認めたくえて、人々の信仰と国家とのあいだの軋轢に対し

て次のような解決策を提案した。

その構成員に自らの生命を犠牲にするよう要求することのできるすべての国家においては、来世を信じていないひとは、必然的に臆病者であるか狂人 « un fou » である。しかし来世の希望が過度になると、狂信者 « un fanatique » がすぐに現世を軽蔑するようになってしまうのは、あまりに周知の事実である。この狂信者からその展望を取り去って、徳には報いが与えられるという希望を与えたまえ。そうすればあなたはかれを真の市民にするだろう (MG, OC III : 336)。

ここには、ルソーに特徴的な人間の変容可能性への期待が看取される。『エミール』で教育と真摯に向き合ったルソーにとって、人間は善良な導き手によってより善い方向へ導かれうる存在であると信じられた。人間の変容を最も効果的に達成するには、その情念に働きかけるのがよい。ルソーは、宗教的な事柄に没入して世俗的な事柄を蔑ろにする人々に対し、新たな信仰を提案してかれらの関心を国家へ向けさせるよう画策したのである。情念をより善く導きさえすれば、狂信者を市民へと変容させることも不可能ではない。そしてこのとき、ロックやヴォルテールの寛容論には包摂されえなかった狂信者でさえも政治的共同体へと包摂される道が開けるだろう。テキスト上に顕現する困難を単なる矛盾として論うのではなくむしろそれを丹念に読み解くことで、そこに覆い隠されている著者の問題意識とそれを解消する新たな可能性がわれわれ読者の眼前に再び姿を現すのである。

[謝辞]

本稿は、政治経済学会第7回研究大会(2016年3月、於早稲田大学)での報告原稿に加筆修正を施したものである。コメンテーターを引き受けてくださった坂倉裕治氏(早稲田大学)、司会を務めてくださった谷澤正嗣氏(早稲田大学)、ならびに有益なコメントをくださった皆様方に厚く御礼を申し上げる。

[凡例]

ルソーの著作からの引用に際しては、Rousseau, J.-J., *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, édition pub-

liée sous la direction de B. Gagnebin et M. Raymond, I-V, Paris : Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1959-69 (以下、OCと表記)を使用し、以下に示す略号と巻数、頁数を本文中に記した。訳出にあたっては『ルソー全集』(白水社、1978-84年)をはじめとする既存の邦訳を参照したが、訳語・文体の統一を図るために訳文は原文に応じて適宜変更した。

CS : 『社会契約論』 (*Du contrat social; ou, principes du droit politique*)

Émile : 『エミール』 (*Émile ou l'éducation*)

LCdB : 『クリストフ・ド・ボーモン氏への手紙』 (*Lettre à Christophe de Beaumont*)

MG : 『ジュネーヴ草稿』 (*Manuscrit de Genève*)

[注]

- (1) « négatif / négative » という用語については、「消極的」と訳すべきか「否定的」と訳すべきかが問われるが、本稿は「否定的」の語を採用する。プレイアード版ルソー全集第3巻に付された編註で明示されているとおり、「les dogmes négatifs」が意味するところのものは「禁止されるべき教義」である(469 n.1)。したがって、不寛容が禁止すなわち否定されるべき教義であることを示すには、「否定的」の訳語の方が相応しい。ただし、ルソーの別のテキストにおいて使用される « négatif / négative » については、事情が異なる場合もあることを付言しておく。たとえば『エミール』第2篇で語られる « l'éducation négative » (cf. OC IV : 323) は、徳や真理を教えるという積極的な行為との対比の下で生徒を悪徳や誤謬から守る行為を指すため、「消極的」の訳語を充てるのが適切だろう。
- (2) Beiner [2], p. 16.
- (3) *Ibid.*, p. 15.
- (4) 寛容の問題は「良心(信教)の自由 « la liberté de conscience »」の問題と不可分である(Creuzet [4], pp. 98-100)。
- (5) 『社会契約論』の副題は「国家法の諸原理 « principes du droit politique »」である。
- (6) ルソーの市民宗教論における寛容の重要性を支持する立場としては、以下の先行研究が挙げられる。B・ベルナルディは、不寛容の否定的教義のみならずすべての教義が寛容を制度化することに寄与していると解釈し、市民宗教は寛容の制度として理解されるべきであると結論づけた(Bernardi [3], p. 167)。ベルナルディの解釈を支持するB・バコフェンは、市民宗教の政治的な側面と神学的な側面の相違に対してより一層の注意を促しつつ、ルソーの市民宗教が教会権力すなわち「聖職者の宗教」に付随する悪弊を取り除くことに成功しており、まさにこの神学的な手段によって政治的な効用が実現している点にこそ着目すべきであると

関口佐紀：市民宗教は不寛容か？

論じている (Bachofen [1], pp. 56-7)。G・ワーテルロは、第4篇第8章の核が寛容の議論にあるとみなし (かれはそれ以外の内容は本質的でないとまで断言している)、市民宗教は不寛容に対抗する武器であると結論づけた (Waterlot [10], p.64)。

- (7) 『社会契約論』第4篇第8章およびその草稿の叙述様式に着目した研究としては、Swenson [8]を参照のこと。
- (8) « la Religion du Citoyen » の訳について、本稿では「シトワイヤンの宗教」という訳語を充てたことを断っておく。岩波文庫版 (桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波書店、1954年)、『ルソー全集 第5巻』(白水社、1979年)所収の邦訳 (作田啓一訳)、ならびに中公クラシックス版 (井上幸治訳、中央公論新社、2005年)では「市民の宗教」と訳されているが、「市民宗教 « la Religion civile »」との混同を避けるために本稿では「シトワイヤンの宗教」という訳語を採用した。先行研究のうちで「シトワイヤンの宗教」と訳しているものとしては、吉岡 [11] が挙げられる。ルソーは « Citoyen » について、古代の都市を指示するラテン語の « Cité » を語源にもつ語であり、主権に参加する者を個別に « Citoyen » と呼ぶと明示している (CS, OC III : 361)。そのため、ルソーの批判の対象となる « la Religion du Citoyen » にかんする文脈を離れたところでは、« Citoyen » を「市民」と訳することに異論はない。
- (9) *Encyclopédie*, vol. 8, p. 843.
- (10) *Ibid.*
- (11) D'Alembert [5], chap. ix.
- (12) Bernardi [3], p. 161。さらにこの区別はジュリユール (1637-1713) やボシユエ (1627-1704) らを経て、18世紀まで受け継がれた。Cf. Trousson [9], p. 26.
- (13) « tolérance » は « tolérer » という動詞を名詞化したものであるが、その原義は「耐えること」や「我慢すること」、「甘受すること」(フランス語では « supporter », « endurer ») のような軽蔑的なニュアンスを含んでいた (Jouanna [7], p. 1332)。
- (14) Jouanna [7], pp. 1332-3; 補足は引用者。
- (15) 『社会契約論』完成稿からは削除されているが、草稿には明示的にプロテスタントの結婚制度に言及した断片が遺されている (MG, OC III : 343-4)。ナントの勅令が廃止された後、カトリックの聖職者たちはプロテスタントに sacrament を授ける儀式を拒否するようになったため、その結果プロテスタントは「自分の宗教を放棄することなしには、法律によって規定された形式に従って結婚することができない状況に置かれた」(344)。
- (16) 『ジュネーヴ草稿』は72枚の原稿から構成され、7章から成る第1篇と6章から成る第2篇、第3篇の1章までが秩序立って遺されているが、それ以外の項目

は断片として書きつけられている。詳細はブレイアード版全集第3巻に収録されたR・ドラテによる補論 (pp. LXXXII-XC) を参照のこと。

- (17) 本稿第1節参照。
- (18) Cf. Swenson [8].
- (19) 「それゆえ、純粋に市民的な信仰告白が必要であり、その箇条を定めるのは主権者の役割である」(CS, OC III : 468)。

[参考文献]

- [1] Bachofen, Blaise, « La religion civile selon Rousseau : une théologie politique négative », dans G. Waterlot (dir.), *La théologie politique de Rousseau*, Rennes : Presses universitaires de Rennes, 2010, pp. 37-62.
- [2] Beiner, Ronald, *Civil religion : a dialogue in the history of political philosophy*, NY : Cambridge University Press, 2011.
- [3] Bernardi, Bruno, « La religion civile, institution de tolérance ? », dans O. Mostefai et J.T. Scott (dir.), *Rousseau and l'Infâme*, Amsterdam-New York, Rodopi, 2009, pp. 153-172.
- [4] Creuzet, Michel, *Tolérance et libéralisme*, Paris : C.L.C., 1976.
- [5] D'Alembert, Jean le Rond, *Essai sur les éléments de philosophie, ou sur les principes des connaissances humaines*, Paris: Fayard, 1986.
- [6] *Encyclopédie, ou, Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers*, par une société de gens de lettres ; mis en ordre et publié par M. Diderot et M. d'Alembert, Paris ; Geneve ; Neufchatel : Chez Briasson [and others], 1754-1772.
- [7] Jouanna, A. et al., *Histoire et dictionnaire des guerres de religion*, Paris : Robert Laffont, 1998.
- [8] Swenson, James, « Le 'concours de la religion' : une religion politique ou une politique des religions ? », dans B. Bachofen, B. Bernardi, G. Olivo (dir.), *Du contrat social ou essai sur la forme de la république (Manuscrit de Genève)*, Paris : Vrin, 2012.
- [9] Trousson, Raymond, « Tolérance et fanatisme selon Voltaire et Rousseau », dans O. Mostefai et J. T. Scott (dir.), *Rousseau and l'Infâme*, Amsterdam-New York, Rodopi, 2009, pp. 23-64.
- [10] Waterlot, Ghislain, « Rousseau démontre-t-il l'affirmation : 'Jamais peuple n'a subsisté ni ne subsistera sans religion' ? », dans G. Waterlot (dir.), *La théologie politique de Rousseau*, Rennes : Presses universitaires de Rennes, 2010, pp. 63-89.
- [11] 吉岡知哉, 『ジャン=ジャック・ルソー論』東京大学出版会, 1988年.